大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定により聴取した意見について、同条第３項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和８年８月21日

滋賀県知事　三日月　大造

１　大規模小売店舗の名称および所在地　ドラッグコスモス堅田駅前店　大津市今堅田二丁目11番５ほか

２　意見の概要　大津市からの意見

⑴　令和４年４月１日に施行された大津市交通安全条例（令和３年大津市条例第59号）第７条では、住宅、事業所その他の施設において工作物を配置する等の場合、道路の見通しを確保できるように、市は市民および事業者による取組を推進することを定めている。特に、交差点および敷地出入口付近について、見通しの確保に配慮すること。

⑵　事業内容について、地元の学区自治連合会および近隣の自治会長に説明し、当該自治会等から要望があった場合は、適切に対応すること。また、事業内容の説明結果を大津市市民部自治協働課に報告すること。

⑶　工事等に伴う騒音、振動および粉塵の発生防止ならびに汚濁水流出防止対策について、十分な対策を講じること。

⑷　騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）および大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成10年条例第27号）に規定する特定建設作業を行う場合は、必ず大津市の届出手引き等（大津市HPに掲載あり）を確認し、遺漏なく各法令等に定める期日までに特定建設作業実施届出書を提出すること。（作業実施日の７日前まで（中７日）に届出が必要）

⑸　土壌汚染の未然防止の観点から、造成に用いる土砂は、有害物質等による汚染のない良質土を用いること。

⑹　当該事業により未利用地等を含めた空き地が発生する場合、大津市生活環境の保全と増進に関する条例第93条に基づき、適正に管理すること。また、敷地内に保護樹木が存在する場合、大津市の自然環境の保全と増進に関する条例（昭和50年条例第２号）第17条に基づき、適正に管理すること。

⑺　周辺住民に対して工事内容の周知を図るとともに、住民から説明を求められた場合は、工事内容等に理解を得られるよう十分に説明すること。

⑻　既存の建築物・工作物を解体または改修する場合は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく石綿含有建材の事前調査を有資格者により実施すること。また、一定規模以上の工事（床面積80㎡以上の解体工事、請負金額100万円以上の改修工事）については、その調査結果を市に報告すること。なお、当該解体または改修の工事が特定粉じん排出等作業に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の実施届出書を14日前までに提出すること。

⑼　事業内容が大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則第20条に規定する生活環境影響事業に該当する可能性があるため、大津市環境部環境政策課と協議し、手続が必要な場合はおおむね建築確認申請の30日前までに大津市環境部環境政策課へ事前協議書を提出すること。

⑽　設置される施設・機器の内容によっては、騒音規制法、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）等の環境法令に定める特定施設等に該当する可能性があるため、大津市環境部環境政策課と協議し、手続が必要な場合は、各該当法令に定める期日までに届出書を提出すること。（法令によっては、施設の設置工事の60日前までに届出が必要なものがある。）必要に応じて事前説明会等を実施するなど近隣住民への配慮に努めること。

⑾　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第３条に基づき自己処理（大津市の許可業者への委託を含む。）等するとともに、家庭ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。特に、同法第２条に規定する廃棄物については、安全かつ適正に処理すること。

⑿　ごみの減量、再資源化に努めること。

⒀　大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成６年大津市条例第17号）第30条に基づく保管庫を設置すること（カタログ等添付要）。また、新設する保管庫に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分説明し、理解を得ること。

⒁　関係法令に基づき、一般廃棄物と産業廃棄物の分別について徹底すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成６年大津市規則第45号）第16条の保管基準を遵守すること。

⒂　既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻等、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。

⒃　大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第16条の３および第16条の４の規定に基

づき、事業系廃棄物管理責任者の選任および事業系廃棄物減量等計画書を提出すること。

⑰ 大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成26年大津市条例第11号）第２条第４号の特定事業に該当し、かつ、同条例第10条ただし書きに該当しない場合は、同条に基づき、あらかじめ許可を受けること。ただし、同条第２号に該当する場合は、同条例第35条の２に基づき、土砂等の搬入をする前に届出をすること。

⑱ 埋立て等の根拠および規模にかかわらず、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第７条に基づき、同条例第６条で規定する土壌安全基準（28項目）に適合しない土砂等を使用しないこと。

⑲ 建設工事および事業活動に伴って生じる産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条および第12条の２に基づき適正に処理すること。

⑳ 申請地の用途地域は、二種類の用途地域（商業地域と第一種住居地域）が近接しているため、必要に応じて用途地域界の明示申請を行うこと。

㉑ 当該駐車場について、駐車料金を徴収する場合は、内容により駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条による届出を行う必要があるため、大津市都市計画部都市計画課と協議すること。

㉒ 当該区域内の建物や塀、土地に会社名や住所、業務内容、宣伝等を記載した看板や広告物（広告板や広告旗、横断幕など）を表示する際には、広告物の種類や大きさ、内容などによって大津市屋外広告物条例（平成20年大津市条例第53号）等による許可が必要となるため、事前に大津市都市計画部都市計画課と協議を行うこと。

㉓ 建築物については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、大津市建築基準条例（平成12年条例第11号）および関係法令等に適合させること。

㉔ 当該事業計画については、令和８年２月10日付け大都開第16号で都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく適合証明書（60条証明）を交付している。60条証明の申請内容と当該事業内容に相違が生じた場合は再度協議が必要となるため、留意すること。

㉕ 当該申請地付近の道路は、堅田小学校および堅田中学校の通学路および校区に該当するので、工事等の際には、児童・生徒の登下校時における工事用車両等の通行については、交通誘導員を配置するなどの十分な安全対策を図ること。また、該当校への事前説明および要件協議書への説明経過報告書の添付をすること。

㉖ 該当校への説明は、工期・工事用車両の進入経路と出入りの時間帯等が具体化された段階においても行うとともに、該当校と必要な協議を行うこと。該当校においては、その協議結果に基づき、通学路の変更や保護者・スクールガード等との情報共有を適宜行う必要が生じる可能性もあることから、着工前のできるだけ早い段階で説明・協議を行うこと。

㉗ 当該地の接続先道路（市道北2218号線、県道高島大津線）は、多数の児童生徒が登下校に利用する通学路であるため、駐車場出入口と接続先道路の接道部分については、関係課と協議して、道路の見通しや歩行者の横断時の安全が確保されるよう整備（カーブミラーの設置など）すること。なお、開発事業に伴い発生した問題は開発者において解決すること。

３　意見の縦覧場所および縦覧期間

⑴ 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室　大津市京町四丁目１番１号

滋賀県商工労働部中小企業支援課　大津市京町四丁目１番１号

大津市産業観光部商工労働政策課　大津市御陵町３－１

⑵ 縦覧期間　令和８年８月21日から令和８年９月24日まで